

《その他、連絡事項》

- 平成 30 年度の介護報酬改定により利用料金が変わる事業所につきましては、利用料金の変更部分についての説明を行い、同意を得る等の対応をお願いします。
- 通所サービスの事業所においては、送迎記録も忘れずに行ってください。
送迎記録には、利用者名、出発時間、到着時間、運転者名等を記載してください。
- 利用者の送迎時の安全についても確保してください。
平成 24 年 11 月 28 日付沖縄県福祉保健部長通知「利用者の送迎時における安全の確保について（通知）」を確認してください。
- 労働基準法第 15 条において、労働条件は必ず書面にて明示することとされています。
就業の場所・従事する業務の内容について、正しく記載されているか、再度確認してください。
(指摘例) 通所介護において、看護職員が機能訓練指導員を兼務しているが、
労働条件通知書の業務内容には、看護業務としか記載がない。
- 月額包括報酬の日割り請求について、再確認をお願いします。